

2020 年 10 月 2 日（金曜日）

三菱重工取締役社長
泉澤清次 様

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟訴訟を支援する会
共同代表&10 月 2 日（金）の社長への「手紙要請担当者」

仲秋の候、いかがお過ごしでしょうか。

コロナ禍での御社の災禍に一端については、吉田憲史（総務・渉外グループ渉外担当課長）から電話で伺っております。

心よりお見舞い申し上げます。

さて、本日は、別紙 2 点（※）を貴職にお送りします。今から 21 年前のものと 8 年前のものですから貴職におかれましては、ご覧になっていらっしゃるかもしれません。2 点は、本件に関わる最重要資料ですので、万一「未だ」でしたら、看過できない事態と鑑み、お送りすることとしました。

とくに『会社側修正案』の後段に、『本件工場における労働・生活については、同人らの年齢、その年齢に比して過酷な労働であったこと、貧しい食事、外出や手紙の制限・検閲、給料の未払いなどの事情が認められ』る、とあります。

また、最下段のパラグラフ第 2 項において「……、大変なご苦勞なされたことに心より遺憾の意を表します。」とあります。

そこで、貴職に下記 2 点（下線部）について質問いたします。ご回答は、同封の封筒にてぜひお送り下さいますようお願いいたします。

【質問】

1、「給料の未払い」について、今後どうなさるおつもりですか。

2、「心より遺憾の意」は、当事者には届いておりません。今後どうなさるおつもりですか。

（※）1 つ＝名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟訴訟訴状（1999 年 3 月 1 日）

1 つ＝御社との協議（2010 年 11 月 18 日～2012 年 7 月 6 日＝計 16 回）の第

12 回協議で御社から出されてもの

▶付記 本件当事者は、ほとんど鬼籍に入られました。名古屋訴訟原告で「御生存」されておられるのは、梁錦徳さん、朴海玉さん、金性珠さんのお三方のみです。時間はもうありません。否、時間はとっくに過ぎております。一刻も早く、心温まるご回答が拙宅に届きますよう祈念しております。

時節柄、ご自愛下さい。

高椅信 拝

請求の趣旨

- 一、被告らは、原告らに対し、別紙記載の「謝罪文」を、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日経新聞、中日新聞、東亜日報、中央日報、朝鮮日報、韓国日報、ハンギョレ新聞及び光州日報に掲載して謝罪せよ。
- 二、被告らは、連帯して、原告朴海玉に対し、金三〇〇〇万円並びにこれに対する本訴状送達の日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員をそれぞれ支払え。
- 三、被告らは、連帯して、原告金恵玉に対し、金三〇〇〇万円並びにこれに対する本訴状送達の日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員をそれぞれ支払え。
- 四、被告らは、連帯して、原告陳辰貞に対し、金三〇〇〇万円並びにこれに対する本訴状送達の日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員をそれぞれ支払え。
- 五、被告三菱重工業株式会社は、原告梁錦徳に対し、金三〇〇〇万円並びにこれに対する本訴状送達の日から支払い済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。
- 六、被告らは、連帯して、原告□□□（匿名）に対し、金三〇〇〇万円並びにこれに対する本訴状送達の日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員をそれぞれ支払え。
- 七、訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

別記

謝罪文

日本国及び三菱重工業株式会社は、アジア・太平洋戦争中、同戦争遂行に必要な軍需生産の労働力を確保するため、あなた方が在学し、または卒業してまもない朝鮮の国民学校において、あなた方が信頼する教師らを通じて『女学校に行ける、お金ももらえる』旨、あなた方をだまし、さらに憲兵らによる脅迫を加えて、『朝鮮女子勤労挺身隊』の名の下に、いまだ幼い少女であつたあなた方を、両親を初めとする保護者の庇護の下から引き離して異国である日本に連れ去りました。そして、約束した女学校へ進学させなかつたばかりか、三菱重工業株式会社名古屋航空機製作所道徳工場において、劣悪な労働条件・生活環境の下、幼い少女には極めて過酷な労働を強制して賃金すら払わず、かつ故国にいるならば味わうことの決してなかつた空襲と大地震の恐怖と苦しみを与えました。

日本国及び三菱重工業株式会社は、あなた方の楽しく豊かであるべき子ども時代を恐怖と苦痛に満ちたものとした、こうした非人道的な行いについて、心から謝罪します。

また、日本国及び三菱重工業株式会社は、戦争中、あなた方にこうした苦しみを与えたことを知りながら、これに対する補償や謝罪を怠つたばかりか、基礎的な調査すら行わず、『朝鮮女子勤労挺身隊』に関する事実を全く公表することなく同勤労挺身隊に関する歴史的事実を黙殺してきた結果、あなた方の苦しみをさらに深いものとさせました。とくに、こうした放置は、日本国が従軍慰安婦に関する明確な歴史的総括を怠つたことと相俟つて、挺身隊はすべて慰安婦であつたとする誤った認識を一般化させて助長し、慰安婦の人たちが舐めさせられたのと同様の苦痛に満ちた五〇余年を過ごすことをあなた方に強い、人生を奪うに等しい被害を与えました。

日本国及び三菱重工業株式会社は、侵略戦争に対する深刻な反省の上に成立した日本国憲法の精神に反して、今日に至るまであなた方に対する戦争責任を果たしてこなかつたことについて、心から謝罪いたします。

年 月 日

日 本 国
三菱重工業株式会社

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟 原告 各位」

【会社側修正案】

第 1 項

三菱重工業とハルモニらは、ハルモニらが三菱重工業を相手として日本の裁判所に提起した損害賠償請求訴訟において、ハルモニらの請求を棄却した判決主文を尊重する。また、判決理由に次の記載があることをし、以下の事項につき、確認する。

1. 三菱重工業は、1944 年乃至 1945 年当時の記録がなく、事実の確認が現時点においてもできないこと。
2. 判決理由において『同年〔1944 年〕5 月末ころ、全羅南道の木浦、羅州、順天、麗水及び光州の各地から、本件勤労挺身隊員らを含め、勤労挺身隊に参加する少女らが』、『本件工場〔当時の三菱重工業株式会社名古屋航空機製作所道徳工場〕の第四菱和寮に到着した。』、『地震により、本件工場の建物の多くが倒壊し、全羅南道出身の勤労挺身隊員であつた金淳禮、金香南、崔貞禮、徐福榮、李貞淑及び吳吉愛（吳原愛子）の 6 人を含む 57 人が死亡した。』、『作業着のまま帰国した。』、『本件勤労挺身隊員らが挺身隊員に志願するに至った経緯については、①勧誘を受けた当時の年齢（控訴人朴海玉は 13 歳、同金恵玉は 13 歳、同陳辰貞は 14 歳、同梁錦徳は 14 歳、同李東連は 14 歳、金淳禮は 14 歳、金福禮は 14 歳、控訴人金性珠は 14 歳）がいずれも若年であり、十分な判断能力を有するまでには至っていない年代であり、それまでに上記第 2 の 2(2)のどおりの教育を受けていたこと、②これに対して勧誘者（校長、担任教諭、憲兵、隣組の愛国班の班長）は、校長や担当教諭など信頼をしていた者、さらには敬意をはらうべき者であつて、その影響力は大きかったことを前提に、③勧誘内容（「日本に行けば学校に行ける。」「工場で働きながらお金も稼げる。」あるいは単に「お金がもらえる。」「2 年間軍需工場で働いて勉強すれば、その後卒業証書がもらえる。」）が向学心を持ち上級学校への進学を願う者にとっては極めて魅力的なものであつたものの、そのような勉学の機会の保障は制度として予定されていなかったし、実際にもなされていなかったこと、④親などの反対に対しては、校長から「お前の親は契約を破ったから刑務所に送られるだろう。」（控訴人朴海玉）、「…行かなければ、警察がお前の父親を捕まえて閉じ込める。」（控訴人梁錦徳）、憲兵から「一度行くと云った人は絶対にいかなければいけない。行かなかつたら警察が来て家族、兄さんを縛っていく。」（控訴人陳辰貞）などと脅されたり、無断で印鑑を持ち出して書類を揃えたことを知りながら黙認したりしたこと（控訴人李東連）を総合すれば、各勧誘者らが本件勤労挺身隊員らに対して、欺罔あるいは脅迫によって挺身隊員に志願させたものと認められ、』る。
- ・『本件工場における労働・生活については、同人らの年齢、その年齢に比して過酷な労働であつたこと、貧しい食事、外出や手紙の制限・検閲、給料の未払いなどの事情が認められ』ると、判示されていること。
- ・3. 判決理由において『本件訴訟において控訴人らが被控訴人らに対して有すると主張する各請求権は、同一視被害によるものも含めて、被控訴人らが、本件協定（日韓請求権協定）2 条 1 項、3 項によって控訴人らはこれらについていかなる主張もすることができないものとされている旨を主張する以上、控訴人らの請求を認容して被控訴人らに対し上記の各請求権についてその履行をすべき旨を命じる余地はないものといわざるを得ない。』と、判示されていること。

第 2 項

三菱重工業は、戦時中の緊迫した状況下、女子勤労挺身隊員らが、当時の三菱重工業名古屋航空機製作所において、大変なご苦勞をされたことに心より遺憾の意を表す。